国会事項

衆議院

議案提出

二月五日議員から提出した議案は次のとおりである。

シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案（林幹雄外十四名提出）

要求書受領

二月五日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案

林幹雄外十四名

決議送付

二月五日町村議長から安倍内閣総理大臣宛、次の決議を送付した。

シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議

質問書提出

二月五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

違法で危険な海上警備に関する質問主意書（仲里利信提出）

ＩＳＩＬによる日本人殺害事件に関する質問主意書（井坂信彦提出）

特定秘密に指定された項目に関する質問主意書（井坂信彦提出）

クマラスワミ報告に対する日本政府反論書に関する質問主意書（井坂信彦提出）

内閣総理大臣談話に関する質問主意書（井坂信彦提出）

いわゆる「老健わたり」に関する質問主意書（井坂信彦提出）

いわゆる「ブラック企業」に対する求人制限に関する質問主意書（井坂信彦提出）

沖縄県の民意に対する政府の対応に関する質問主意書（井坂信彦提出）

一九七二年の沖縄返還時における有事の際の核持ち込みに係る密約についての外交文書に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

一九七二年の沖縄返還時の原状回復補償費の肩代わりに係る密約についての外交文書に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

イスラム国により邦人が拘束された件に対する外務省の対応等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

特定秘密の保護に関する法律施行に伴う特定秘密の指定に関する質問主意書（後藤祐一提出）

鶏卵関係団体の役員人件費に関する質問主意書（上西小百合提出）

高度プロフェッショナル労働制（残業代ゼロ制度）の創設に関する質問主意書（山井和則提出）

子どもの相対的貧困率の公表に関する質問主意書（山井和則提出）

労働者派遣法改正案の修正に関する質問主意書（山井和則提出）

ドイツの労働者派遣制度の規制強化の状況に対する政府の認識に関する質問主意書（山井和則提出）

介護報酬・障害福祉報酬の改定による介護・障害福祉職員の賃金引上げの担保に関する質問主意書（山井和則提出）

参議院

会議

二月六日（金曜日）午後零時三十分　本会議

議案提出

二月五日議員から次の議案が提出された。

シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案（中川雅治外十四名発議）

要求書提出

二月五日発議者から、次の議案についての委員会審査省略要求書が提出された。

シリアにおける邦人へのテロ行為に対する非難決議案（中川雅治外十四名発議）

質問主意書提出

二月五日議員から次の質問主意書が提出された。

正社員に関する質問主意書（**真**山勇一提出）（第一七号）

ハーグ条約の適用に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第一八号）

日本銀行の量的・質的緩和が地域金融機関くもたらす影響に関する質問主意書（大久保勉提出）（第一九号）

二〇一〇年度の財政健全化目標に関する質問主意書（中西健治提出）（第一〇号）

人事異動

法務省

法制審議会委員に任命する（一月二十二日）

早三眞一郎

引頭　麻実　小杉　礼子　山根　香織

法制審議会委員に任命する（各通）（一月三十一日）

財務省

（大臣官房参事官兼大臣官房審議官）

財務事務官　松村　武人

関税局長兼税関研修所長宮内豊外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（二月三日）

皇室事項

御弔電

天皇皇后両陛下は、ノルウェー国王姉アストリッド殿下の夫君逝去につき、二月四日同国国王陛下へ御弔電を発せられた。

天皇陛下は、ドイツ国元大統領リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー逝去につき、二月四日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄西日本動力車労働組合から、組合員に対する処分撤回等の要求に関して、平成27年２月10日午前０時以降、同組合の組合員が従事する西日本旅客鉄道株式会社の別記施設（京都府、大阪府及び広島県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成27年２月９日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別記

京都府　福知山支社福知山駅

大阪府　大阪支社四条畷駅

広島県　広島支社五日市駅

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第１号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成９年近畿運輸局最低賃金公示第２号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

平成27年２月９日

近畿運輸局長　土屋　知省

１．近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「241,400円」を「243,350円」に、「224,950円」を「226,900円」に、「182,850円」を「184,750円」に、「173,700円」を「175,450円」に改める。

第５項(5)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

２．近畿海上旅客運送業最低賃金の一部を次のように改正する。

第２項中「うち」を「うち、」に、「基づき」を「基づき、」に改める。

第４項中「238,300円」を「239,500円」に、「177,500円」を「178,250円」に改める。

第５項(5)中「期間毎」を「期間ごと」に改める。

３．近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「192,000円」を「193,000円」に改める。

附　則

この公示は、平成27年３月11日から効力を生ずる。